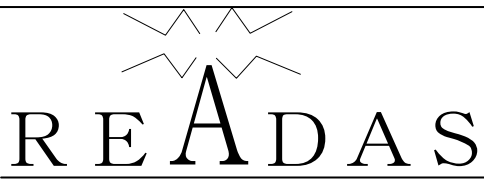


第 4216 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2011年)平成23年 4月 7日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 一般贈与と特例贈与がある場合

Q：今年度の税制改正では、直系尊属からの贈与が一般の贈与より税率が緩和されることですが、両方ある場合はどのように税額を計算するのですか？

A：次のように計算します。

【解説】

今年度の税制改正では、直系尊属からの贈与（特例贈与）について、一般の贈与より優遇される特例が設けられています。

しかし、贈与税の基礎控除については見直しがされていないことから、同じ年に特例贈与と一般の贈与があった場合には、贈与税の計算の調整をしなければなりません。

計算は次のようにします。

- ① 特例贈与財産と一般贈与財産の合計額から基礎控除と配偶者控除を控除します。
- ② 特例贈与財産にかかる税率で贈与税額を計算します。
- ③ ②の金額に合計贈与価額に占める特例贈与財産の価額の割合を乗じて税額を求めます。
- ④ ①の金額に一般贈与財産にかかる税率で贈与税額を計算します。
- ⑤ ④の金額に合計贈与価額に占める一般贈与財産の価額の割合を乗じて税額を求めます。
- ⑥ ③と⑤を合計した金額が贈与税額となります。

